

第 4 学 則 等

1 奈良県立医科大学学則

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 学科目及び講座等（第 7 条—第 10 条）
- 第 3 章 学年、学期及び休業日（第 11 条—第 13 条）
- 第 4 章 入学、休学、転学及び退学（第 14 条—第 28 条）
- 第 5 章 授業料（第 29 条—第 31 条）
- 第 6 章 修了及び卒業（第 32 条—第 34 条）
- 第 7 章 教授会（第 35 条・第 36 条）
- 第 8 章 医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生（第 37 条）
- 第 9 章 委託学生等（第 38 条）
- 第 10 章 大学院（第 39 条）
- 第 11 章 賞罰（第 40 条・第 41 条）
- 第 12 章 公開講座（第 42 条）
- 第 13 章 附属施設（第 43 条）
- 第 14 章 厚生保健施設（第 44 条）
- 第 15 章 補則（第 45 条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 奈良県立医科大学（以下「大学」という。）は、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを目的とする。

（職員の組織）

第 2 条 大学に次の職員を置く。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 教員
- 四 事務職員及び技術職員
- 五 その他必要な職員

2 大学に置く職に関しては、別に定める。

3 学長は必要があると認めたときは、期間を限り講師を委嘱することができる。

（学長及び副学長の役割と責任）

第 3 条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長は、権限と責任の一致の原則を踏まえ、附属機関を含む大学の全ての校務にわたり、最終的な決定権を持ち、責任を負う。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（自己評価等）

第 4 条 大学は、教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の措置に加え、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(大学の構成及び修業年限)

第5条 大学は、医学部をもって構成し、同学部に医学科及び看護学科を置く。

- 2 大学の修業年限は、医学科にあつては6年、看護学科にあつては4年とする。

(定員)

第6条 大学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	編入学定員	収 容 定 員
医 学 科	100人	—	600人
看 護 学 科	85人	—	340人

第2章 学科目及び講座等

(学科目及び講座)

第7条 大学における学科目及び講座については、学長が別に定める。

(授業科目及び履修方法等)

第8条 授業科目は、医学科、看護学科及び教養教育部門に関する科目とする。

- 2 前項の授業科目の名称、履修方法及び単位認定責任者等については、学長が別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第9条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学（以下「他の大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の審議を経て、学長の定める範囲で、大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の審議を経て、学生が大学に入学する前に大学又は他の大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、学長が定める範囲で、大学に入学した後の大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第12条 学期は、次のとおりとする。

一 医学科

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から 12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

二 看護学科

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 春季休業日

四 夏季休業日

五 冬季休業日

- 2 前項第3号から第5号の期間については、学長が別に定める。
- 3 学長は、必要があると認めたときは、第1項第2号から第5号に掲げる休業日を変更することができるほか、前項各号に掲げる休業日のほかに、臨時に休業日を置くことができる。
- 4 学長は、必要があると認めたときは、休業日であっても授業を実施することができる。

第4章 入学、休学、転学及び退学

(入学の資格)

第14条 大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に終了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 八 その他、大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(転入学)

第15条 学長は、他の大学の医学又は看護に関する学科に在学中の者が、それぞれ医学科又は看護学科に入学を願い出たときは、定員に欠員のある場合に限り選考の上相当の年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第16条 学長は、大学の学生であった者で、退学によって学籍を脱した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、学長が正当であると認める理由がある場合に限り、大学が指定する学年に再入学を許可することができる。

(編入学)

第17条 学長は、次の各号に該当する者で、医学科の第2年次への編入学を願い出たものがあるときは、選考の上入学を許可する。

- 一 修業年限4年以上の大学(医学を履修する課程を除く。)において2年以上在学し、かつ、医学科における授業科目に相当するとして学長が定める授業科目及び単位を修得した者
 - 二 大学において、学長が定める授業科目を履修しようとする者
2. 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、看護学科の第3年次への編入学を願い出たものがあるときは、選考の上入学を許可する。
- 一 短期大学の看護に関する学科を卒業した者
 - 二 専修学校の看護に関する専門課程(学校教育法第132条に規定する文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第12条に規定する者に限る。)

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、転入学、再入学及び編入学(前条第1項の場合に限る。)の場合は、この限りでない。

(入学志願の手続)

第19条 大学に入学しようとする者は、学長の定める期日までに入学志願書に次に掲げる書類及び奈良県立医科大学料金規程(以下「料金規程」という。)に定める入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

- 一 調査書(調査書を提出できない場合は、学長が定める書類)

二 写真

三 その他学長の指定する書類

(入学の許可)

第20条 学長は、入学志願者に対しては、試験により入学を許可する。

2 前項の試験の方法その他必要な事項は、学長が定める。

(入学を許可された者の手続)

第21条 大学に入学を許可された者は、学長の定める期日までに保証人を届け出るとともに、学長の指定する書類を提出し、料金規程に定める入学料を納めなければならない。

2 学長は、正当の理由がなく前項の手続をしない者に対しては入学の許可を取り消すことがある。

(保証人)

第22条 保証人は、独立の生計を営む者2人とし、原則として、1人は父母又は親族であるものとする。

2 保証人は、その住所及び氏名に変更を生じたときは直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

3 学生は、当該保証人が第1項に規定する資格を失ったときは、新たに保証人を定めて、学長に届け出なければならない。

(住所の届出)

第23条 大学に入学を許可された者は、その住所又は居所を入学後1月以内に学長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした後において、住所又は居所に変更を生じたときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(休学)

第24条 学生が疾病その他止むを得ない事由によって引続き3月以上休学しようとするときは、その事由を記して、期間を定め保証人連署の上学長に願い出てその許可をうけなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は特別の事情がある場合は、更に1年以内の休学を許可することができる。

3 休学期間は、医学科にあつては通算して4年を、看護学科にあつては通算して3年を超えることができない。

4 学生は、休学期間中であっても休学の事由が止んだときは、学長の許可をうけて復学することができる。

(欠席)

第25条 学生は、疾病その他止むを得ない事由によって欠席7日以上にわたるときは、その事由を記して、学長に届け出なければならない。ただし、疾病の場合は、届書に医師の診断書を添付しなければならない。

2 引続き欠席3月以上にわたるときは、学長は当該学生に休学を命ずることができる。

3 公欠に関する事項は、学長が別に定める。

(転学)

第26条 学生は、学長の許可をうけなければ他の学校へ入学を願い出ることができない。

(退学)

第27条 学生は、疾病その他の事由によって退学しようとするときは、その事由を記して保証人連署の上学長に願い出てその許可をうけなければならない。

第28条 学長は、疾病その他の事由によって成業の見込がないと認めた者に対しては、退学を命ずることができる。

第5章 授業料

(授業料)

第29条 学生は、料金規程の定めるところにより授業料を納付しなければならない。

第30条 学期の中途において入学した者は、入学の日から5日以内に、その学期分の授業料を納付しなければならない。

2 授業料を所定の期間までに納付しない者は、保証人に通知する。

3 前項の通知を受けた日から20日以内に授業料を納付しない者に対しては、退学を命ずることができる。

第31条 前条の規定は、学期の中途において復学した者について準用する。

第6章 修了及び卒業

(授業科目及び課程の修了の認定)

第32条 授業科目の修了及び卒業の認定は、学長が行う。

(学位の授与)

第33条 学長は、卒業の認定を行った者に対し、次の学位を授与する。

一 医学科 学士(医学)

二 看護学科 学士(看護学)

(在学期限)

第34条 大学の在学期間は、次のとおりとする。

一 医学科 12年(編入学した者にあつては、10年、ただし平成25年度までに編入学した者にあつては、9年)を限度とする。ただし、同一年次にあつては3年を限度とし、連続した二つの年次の在学期間は4年を限度とする。

二 看護学科 8年(編入学した者にあつては、4年)を限度とする。

2 再入学又は転入学した者の在学期間の計算については、再入学又は転入学以前の在学期間を通算する。

3 第24条第1項の規定により休学を許可された期間は、第1項の在学期間に算入しない。

第7章 教 授 会

(教授会)

第35条 大学に教授会を置く。

第36条 教授会の組織運営等に関しては、学長が別に定める。

第8章 医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生

(医科学研究生、博士研究員、研究生、専修生)

第37条 大学において、医学に関し特定の事項を研究しようとする者があるときは、選考により医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生として入学を許可することがある。

2 前項の医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生については、学長が別に定める。

第9章 委 託 学 生 等

第38条 学長は、大学に教授上余力がある場合には、選考の上、委託学生及び聴講生を入学させ、また、特別聴講学生を受入れることができる。

2 学長は、大学において特定の授業科目の履修を願い出る者があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学させることができる。

3 委託学生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生に関して必要な事項は、学長が定める。

第10章 大 学 院

第39条 大学院に関しては、学長が別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第40条 学長は、学生で学業の優秀な者又は他の学生の模範となる行為のあった者を表彰することができる。

(懲戒処分)

第41条 学長は、学生がこの学則及びこの学則に基く規程並びに学長の指示及び命令にそむき、学生の本分に反する行為があったとき、これに対し懲戒処分として、けん責、停学又は退学の処分をすることができる。ただし、退学の処分は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 公開講座

(公開講座)

第42条 大学に公開講座の施設を設ける。

2 公開講座に関し必要な事項は、学長が定める。

第13章 附属施設

(附属施設)

第43条 附属病院及び附属図書館に関しては、学長が別に定める。

第14章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第44条 厚生保健施設の管理及び使用に関しては、学長が別に定める。

第15章 補則

(その他)

第45条 この学則の施行に関して必要な事項は、学長が定める。

附則

(施行期日)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年3月31日に大学に在学する学生の休学は、第22条第3項の規定にかかわらず、期間を設けない。

3 平成19年3月31日に大学に在学する学生の在学期限は、第32条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 医学科 12年を限度とする。ただし、第1年次及び第2年次の在学期間の合計にあつては4年、第3年次から第6年次までの在学期間の合計にあつては8年を超えることができない。
- 二 看護学科 8年(編入学した者にあつては、4年)を限度とする。

附則(平成19年5月9日)

この学則は、平成19年5月9日から施行する。

附則(平成19年11月8日)

(入学定員等の暫定的な増員)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項の規定については、平成19年11月8日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成20年度から平成34年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～ 平成29年度
入学定員	100人	100人	100人	100人	100人	100人
収容定員	575人	580人	585人	590人	595人	600人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
収容定員	595 人	590 人	585 人	580 人	575 人

附 則（平成 20 年 2 月 28 日）

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条第 1 項及び第 3 項については、平成 20 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日）

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 9 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 3 項第 11 号の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以降に入学した学生に適用し、平成 21 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例（母性看護・助産学）による。

附 則（平成 20 年 9 月 4 日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（入学定員等の暫定的な増員の変更）

- 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 34 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度～ 平成 29 年度
入学定員	105 人	105 人	105 人	105 人	105 人	105 人
収容定員	585 人	595 人	605 人	615 人	625 人	630 人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
収容定員	625 人	620 人	615 人	610 人	605 人

附 則（平成 21 年 12 月 4 日）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（入学定員等の暫定的な増員の変更）

- 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 36 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入学定員	113 人	113 人	113 人	113 人	113 人
収容定員	603 人	621 人	639 人	657 人	670 人

	平成 27 年度～ 平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
入学定員	113 人	108 人	108 人
収容定員	678 人	673 人	668 人

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
収容定員	655 人	642 人	629 人	616 人	608 人

附 則（平成 22 年 12 月 9 日）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 7 日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度までの間における医学部看護学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収容定員	355 人	360 人	365 人

- 3 改正後の第 5 条第 3 項第 10 号の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した学生に適用し、平成 24 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例（地域看護学）による。

附 則（平成 23 年 12 月 8 日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
（医学部医学科の編入学定員の暫定措置）
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、医学部医学科第 2 年次への編入学定員は、平成 24 年度から平成 31 年度までの間次のとおりとする。

学 科	編入学定員
医学科	2 人

（収容定員の暫定的な増員の変更）

- 3 第 4 条の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 35 年度までの間における医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度～ 平成 29 年度
収容定員	641 人	661 人	676 人	686 人	688 人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
収容定員	683 人	678 人	663 人	648 人	633 人	618 人

附 則（平成 24 年 2 月 28 日）

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年度の医学部看護学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 26 年度
収容定員	345 人

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 4 日）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 12 月 4 日付け附則第 2 項並びに平成 23 年 12 月 8 日付け附則第 2 項及び第 3 項中、第 4 条を第 6 条に読み替える。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、平成 29 年度の医学部看護学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 29 年度
収容定員	345 人

附 則（平成 29 年 12 月 18 日）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(収容定員の暫定的な増員の変更)
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 30 年度	平成 31 年度
入学定員	113 人	113 人
収容定員	688 人	688 人

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
収容定員	673 人	658 人	643 人	628 人	613 人

附 則（令和元年 11 月 11 日）

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(定員の暫定的な増員の変更)
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までの間における医学科の入学定員、第 2 年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 2 年度	令和 3 年度
入学定員	113 人	113 人
編入学定員	1 人	1 人
収容定員	687 人	686 人

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
収容定員	671 人	656 人	641 人	627 人	613 人

附 則（令和 3 年 10 月 7 日）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(定員の暫定的な増員の変更)
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 4 年度から令和 9 年度までの間における医学科の入学定員、第 2 年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 4 年度
入学定員	113 人
編入学定員	1 人
収容定員	685 人

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
収容定員	670 人	655 人	641 人	627 人	613 人

附 則（令和 4 年 9 月 8 日）

- この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（定員の暫定的な増員の変更）
- 第 6 条の規定にかかわらず、令和 5 年度から令和 10 年度までの間における医学科の入学定員、第 2 年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 5 年度
入学定員	113 人
編入学定員	1 人
収容定員	684 人

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
収容定員	669 人	655 人	641 人	627 人	613 人

附 則（令和 5 年 9 月 7 日）

- この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（定員の暫定的な増員の変更）
- 第 6 条の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 11 年度までの間における医学科の入学定員、第 2 年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 6 年度
入学定員	113 人
編入学定員	1 人
収容定員	683 人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
収容定員	669 人	655 人	641 人	627 人	613 人

附 則（令和 6 年 9 月 5 日）

- この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（定員の暫定的な増員の変更）
- 第 6 条の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 12 年度までの間における医学科の入学定員、第 2 年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 7 年度
入学定員	112 人
編入学定員	1 人
収容定員	682 人

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収容定員	668 人	654 人	640 人	626 人	612 人